

## 「日本私立大学憲章 私立大学版ガバナンス・コード&lt;第1版&gt;」に対する実施状況

学校法人早稲田医療学園 人間総合科学大学は、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し、適正かつ透明性を大学維持した学園および大学運営を図っています。さらなる公共性を追求し、社会・地域から信頼される高等教育機関としてあり続けるため「人間総合科学大学ガバナンス・コード」を示し、本学が加盟する日本私立大学協会が制定した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に対する、本学の実施状況を公表します。

## 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重(案)

## 前文

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。</p> <p>私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。</p> <p>今後とも、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。</p> <p>また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。</p>	<p>学校法人早稲田医療学園 人間総合科学大学（以下「本学」という。）は、上記の通り適切なガバナンスを確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、変化の激しい社会に貢献すべく、大学運営を行ってまいります。</p> <p>学校法人早稲田医療学園では、自主性及び独立性を確保し、自律的に学校法人を運営するため、一般社団法人日本私立大学連盟が定める「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、法人運営に取り組んでまいります。また、ガバナンス・コードの遵守状況は自己点検を行い、点検結果を公表いたします。</p>

## 1-1 建学の精神

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 建学の精神 (本学の建学の精神等)</p> <p>(1) 建学の精神・理念 【人間総合科学大学 建学の精神】 人は、心と身体が相関しており、社会的生き物である。 しかも、有史以来、進化発展を続けている。 21世紀を力強く生きるためには、新しい展望と視座に立って一人一人がしっかりした価値観を持ち、 未来を切り拓く自己決定能力と勇気を持たなければならない。 ここに、人間をこころ・からだ・環境社会の面から追求し、 学際的に総合して科学的に探究する必要がある。 人間総合科学大学を創設し、あらたな学問の追求と統合により、 真に人間を理解し、自立と共生の心を培い、 活力あふれる創造性と豊かな人間性を育む。 2000年4月 創立者 久住 眞理</p>	<p>本学は、左記の建学の精神を踏まえた「自立と共生」「未来を切り拓く自己決定能力」「学際的に総合して科学的に探究する力」「活力あふれる創造性と豊かな人間性」の養成を特色とし、一人ひとりの「専門性」と「生きる力」を、高めることを大きな目標に掲げています。</p> <p>本学の教育・研究の核を形成するのは、人間の統合理解を探究するための「人間総合科学（科目名：ヒューマン）」と、こころとからだの相関性を解明する「心身健康科」であり、全学のコア科目として位置づけられている。</p>

## (2) 建学の精神・理念に基づく人材像

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>本学は、上記の建学の精神に示された 【本学の教育研究上の目的】 一よりよく生きるための知恵 (Knowledge for well-being)の創出—</p> <p>人間総合科学大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び建学の精神に基づき、深く人間を理解し、自立と共生の心を培い、時代を切り拓く新しい展望と視座に立って、わが国の発展、国際社会に貢献しうる創造性豊かな活力あふれる人材の育成を目的とする。</p> <p>と建学の精神・理念に基づく人材像を明確に示しています。</p>	<p>本学は、左記の「教育研究上の目的」を踏まえた人材の育成に努めています。今後も、建学の精神・教育研究上の目的をさらに発展・充実させていきます。</p>

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>（本学の教育研究上の目的）</p> <p>（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等</p> <p>① 本学の教育・研究上の目的</p> <p>－よりよく生きるための知恵（Knowledge for well-being)の創出－</p> <p>人間総合科学大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び建学の精神に基づき、深く人間を理解し、自立と共生の心を培い、時代を切り拓く新しい展望と視座に立って、わが国の発展、国際社会に貢献しうる創造性豊かな活力あふれる人材の育成を目的とする</p> <p>② 上記の目的を達成するために、建学の精神、大学の教育研究の目的のもと、本学の人間科学部、保健医療学部の教育研究の目的は次の通りです。</p> <p>人間科学部の教育研究上の目的</p> <p>人間に対する深淵な教養を基に、自立と共生の精神をもって、人々の食と栄養、心身の健康に関する多様な職業や社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする</p> <p>保健医療学部の教育研究上の目的</p> <p>人間に対する深淵な教養を基に、自立と共生の精神をもって、保健医療に関する職業や社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>	<p>左記の通り、努めます。</p>
<p>（2）中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて</p> <p>① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。</p>	<p>建学の精神に基づいた教育を実践し、社会に進むグローバル化やAI・データサイエンス化、DX社会の進展と技術革新、ダイバーシティやSDGsの実現、また急速に進む少子化・超高齢社会の到来などの社会環境にしなやかに、したたかに対応することのできる人材の育成を行なっていくとともに、その活動を支える組織、財政基盤の整備を図るため、中期計画を策定しています。</p> <p>期間は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間としています。</p>
<p>② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、〇〇委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。</p> <p>③ 財政的な裏付けのある中期目標・計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。</p> <p>④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。</p> <p>⑤ 経営陣と教職員が中期目標・計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。</p> <p>⑥ 中期的な計画に盛り込む内容</p>	<p>中期計画の進捗状況については、大学の学長のもとにある「大学マネジメント戦略実行会議」で検討され、学園全体の計画の進捗状況については、理事長および理事会において管理把握しています。</p> <p>左記のように努めます。</p> <p>中期計画には、以下の項目を掲げています。</p> <p>【大学・大学院】</p> <p>① 教学マネジメント</p> <p>② 学生確保</p> <p>③ 学修支援・学生支援</p> <p>④ 研究体制</p> <p>⑤ 国際化推進</p> <p>⑥ キャリア形成</p> <p>⑦ <input checked="" type="checkbox"/>産官学連携推進</p> <p>【法人】</p> <p>① 財務基盤</p> <p>② 経営ガバナンス</p> <p>③ キャンパス整備（施設整備）</p> <p>④ 人材開発</p>
<p>（3）私立大学の社会的責任等</p> <p>① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	<p>左記の通り、努めます。</p>

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>(前文)</p> <p>私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方や仕組みを構築します。</p>	<p>左記の通り、努めます。</p>

### 2-1 理事会

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>① 意思決定の議決機関としての役割</p> <p>ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p>	<p>左記の通り、努めます</p>
<p>② 理事会の議決事項の明確化等</p> <p>ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。</p> <p>イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。</p> <p>ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p>	<p>左記のとおり、努めます。</p>
<p>③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督</p> <p>ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。</p> <p>イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p>	<p>左記のように取り組みます。</p>
<p>④ 学長への権限委任</p> <p>ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事長の権限の一部を学長に委任しています。</p> <p>イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。</p>	<p>左記のように実施しています。</p>
<p>⑤ 実効性のある開催</p> <p>ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p>	<p>左記の通り、実施しています。</p>
<p>⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p>	<p>左記の通り、実施しています。</p>
<p>⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p>	<p>左記の通り、実施しています。</p>
<p>⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p>	<p>左記の通り、寄附行為に定めています。</p>
<p>⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。</p>	<p>左記の通り、寄附行為に定めています。</p>

## 2-2 理事

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>② 理事長を補佐する理事として、常任（勤）理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p>	左記の通り、寄附行為に定め、実施しています。
③ <input checked="" type="checkbox"/> 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行規則に明確に定めます。	左記の通り、寄附行為に定めています。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	左記の通り、取り組みます。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	左記の通り、取り組みます。
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	理事長以外の理事は、本法人を代表しません。理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。
<p>(2) 学内理事の役割</p> <p>① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p>	左記のとおり、適切な業務執行を推進します。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	左記のとおり、適切な業務執行を推進します。
<p>(3) 外部理事の役割</p> <p>① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。</p>	複数名の外部理事を選任しています。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	外部理事は、上記のとおり、業務を遂行しています。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	今後、上記のとおり、努めます。
<p>(4) 理事への研修機会の提供と充実</p> <p>全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。</p>	今後、十分な研修機会を設けられるよう検討します。

## 2-3 監事

私大協版の記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について</p> <p>① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p>	左記の通り、寄附行為に定められています。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	左記のとおり、寄附行為に定めています。
④ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	左記のとおり、寄附行為に定めています。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	上記のとおり、寄附行為に定めています。
<p>(2) 監事を選任</p> <p>① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。</p>	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
② 監事は○名置くこととします。	寄附行為において、監事は2名置くことと定めています。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
<p>(3) 監事監査基準</p> <p>① 監査機能の強化のため、〇〇学園監事監査基準・同規則等を作成します。</p>	該当する監事監査基準等がないため作成を検討しています。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します	定めた監査計画を、関係者に通知するよう努めます。
③ 監事は、〇〇学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	前々項のとおり、基準の作成を検討しています。監査報告書は理事会、評議員会において報告が実施されています。
<p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に努めます。</p>	監事監査の機能充実が図れるよう図ります。
② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	左記のとおり、努めます。
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	左記のとおり、努めます。
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	監事に対しての十分なサポート体制を整えるよう検討しています。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	左記のとおり、努めます。
<p>(5) 常勤監事の設置</p> <p>監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。</p>	常勤監事を設置できるよう検討しています。

2-4 評議員会

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。</p> <p>① 予算、事業計画に関する事項 ② 周期的な計画の策定 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの</p>	<p>左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。</p>
<p>(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。</p>	<p>左記のとおり、努めます</p>
<p>(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p>	<p>左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。</p>
<p>(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。</p>	<p>左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。</p>

2-5 評議員

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</p>	<p>寄附行為において、理事の人数の2倍の（を超える）人数を設定しています。</p>
<p>② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p>	<p>左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。</p>
<p>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p>	<p>学識経験者や学園卒業生など、多様なステークホルダーの意見を徴取しています。</p>
<p>④ <input checked="" type="checkbox"/> 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。</p>	<p>左記のとおり、実施しています。</p>
<p>(2) 評議員への研修機会の提供と充実 ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>今後、左記のとおり、努めます。</p>
<p>② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	<p>今後、十分な研修機会を設けられるよう努めます。</p>

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

#### 前文

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>学長の任免は、〇〇規程に基づき、「理事会が行う」とあり、〇〇規程において、「学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。」とされています。</p> <p>私立学校法において、「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。</p>	<p>本学においては、学長の任免は、学校法人早稲田医療学園寄附行為、学長選考規程ほかに基づき 理事会に報告することとしています。</p> <p>学則において「学長は、本大学の全般に関して最終決定権を有し、校務をつかさどり所属教職員を統督する」としています。</p> <p>理事長（及び理事会）は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように図っています。</p>

#### 3-1 学長

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>① 学長は、学則第〇〇に掲げる「〇〇〇〇〇」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p>	<p>本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学則第1条および建学の精神に基づき、「一よりよく生きるための知恵（Knowledge for well-being)の創出－人間総合科学大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び建学の精神に基づき、深く人間を理解し、自立と共生の心を培い、時代を切り拓く新しい展望と視座に立って、わが国の発展、国際社会に貢献しうる創造性豊かな活力あふれる人材の育成を目的とする」ために、学長は、学則第5条に示されているように大学全般に関して最終決定権を有し、教学運営について、リーダーシップを発揮します。</p>
<p>② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p>	<p>左記のとおり、実施しています。</p>
<p>③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	<p>左記のとおり、努めます。</p>
<p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>① 本学に副学長を置くことができるようにしており、〇〇規程において「副学長は、学長を補佐し、その命を受けて大学の重要な事項についての校務を掌る。」としています。その職務については〇〇規程に定めています。</p>	<p>(本学の実施状況)</p> <p>本学では、副学長を置くことができ、学則第5条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。</p>
<p>② 学部長の役割については、〇〇規程において「学部長は、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部所属する教員を指揮監督する。」としています。</p>	<p>学部長の役割については、学則第5条において、「学部長は、学長を補佐し、その学部に関する業務を遂行する。」その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する。」としています。</p>

#### 3-2 教授会

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については〇〇規程に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	<p>教授会で審議する事項については、教授会規程第6条に定めています。</p> <p>本学においても、教授会は、定められた事項について滞りなく審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>

### 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

#### 前文

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>私立大学は、常の時代の変化に対応した公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。</p>	<p>上記の通り、努めます。</p>
<p>4-1 学生に対して</p> <p>(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p>	<p>3つの方針（ポリシー）については、大学全体・学部・学科に定めるとともに、重要な大学・学部の教育研究についてもポリシーを定めています（教育研究所の目的）。</p> <p>(<a href="https://www.human.ac.jp/cm/3policies.html">https://www.human.ac.jp/cm/3policies.html</a>)</p>
<p>② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。</p>	<p>左記の通り、実施しています。</p>
<p>③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	<p>左記の通り、毅然かつ厳正に対処します。</p>

#### 4-2 教職員等に対して

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	<p>今後、左記のとおり、教職協働体制を確保します。</p>
<p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p>	<p>今後、左記のとおり、取り組みます。</p>
<p>① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 (本学の実施状況) 現在、本学では十分に履行できているとは言えない状況であることから、適応できるような体制を検討しています。</p>	<p>現在、本学では十分に履行できているとは言えない状況であることから、適応できるような体制を検討しています。</p>
<p>② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組を推進するため、教員個々の教育・研究活動に係りPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p>	<p>現在、教育の質保証の実質化に向けて、教学マネジメントを適切に実施できるよう、3つのポリシーの見直しを実施しました。 併せて本学のIRの体制整備、教員の評価の体制整備を進めています。このような大学全体としての教学マネジメント体制の整備において、教員の教育能力と、教育組織としての機能の高度化に向けたFDの取組を実装していきます。</p>
<p>③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組を推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	<p>教学マネジメントは教員の取組だけではなく、事務職員も含めたスタッフ全ての大学構成員の意識改革、資質・能力の向上が不可欠であるという認識のもと、これまで以上に必要なSDの取組を実装していきます。</p>

#### 4-3 社会に対して

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p>	<p>上記のとおり、認証評価を受審しています。評価結果を踏まえた教育研究水準の向上に努めます。</p>
<p>② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p>	<p>現在、教育の質保証の実質化に向けて、教学マネジメントを適切に実施できるよう、教育改革と体制整備を進めています。</p>
<p>③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>	<p>本学の活動状況を学生・その保護者・高校関係者のみならず、すべてのステークホルダーにわかりやすくお伝えすることができるよう、大学広報の機能と体制の見直しを進めています。</p>
<p>(2) 社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p>	<p>上記のとおり、努めます。</p>
<p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産学等の結節点として機能します。</p>	<p>本学では、地域・産学連携センターを設けており、今後も、上記のとおり、努めます。</p>
<p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p>	<p>左記のとおり、実施しています。</p>
<p>④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。</p>	<p>左記のとおり、取り組んでいます。</p>
<p>⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>

4-4 危機管理及び法令遵守

私大協版 記載事項	本学の実施状況
<p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。</p> <p>ア 大規模災害</p> <p>イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p>	<p>左記の通り、整備に取り組んでいます。</p>
<p>② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。</p> <p>ア 学生・生徒等の安全安心対策</p> <p>イ 減災・防災対策</p> <p>ウ ハラスメント対策</p> <p>エ 情報セキュリティ対策</p> <p>オ その他のリスク防止対策</p>	<p>今後も、上記のとおり、取り組めます。</p>
<p>① 事業継続計画の策定に取り組めます。</p> <p>毎年度の事業計画は策定していますが、継続計画については明確なものがないため策定を検討しています。</p>	<p>毎年度の事業計画は策定していますが、継続計画については明確なものがないため策定を検討しています。</p>
<p>② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	<p>常時開設されている窓口がないため、設置を検討しています。</p>
<p>透明性の確保（情報公開）</p> <p>私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。</p> <p>私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。</p> <p>私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。</p>	<p>左記のとおり、情報発信していきます。</p>
<p>(2) 自主的な情報公開</p> <p>法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。</p>	<p>法律等により定めがない情報についても、広く社会にお伝えすることが必要であるものを精査し、公表を進めることで、透明性の高い法人・大学運営に取り組めます。</p>
<p>(3) 情報公開の工夫等</p> <p>① 上記(1)及び(2)の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。</p>	<p>情報公開については、Web公開を中心として運用しています。また、請求に基づき閲覧に供するなど、利用者の利便性に留意します。</p>
<p>② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。</p>	<p>情報公開については、広い対象者に対し、左記の通り検討します。</p>
<p>③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。</p>	<p>左記のとおり、実施しています。</p>
<p>④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>左記のとおり、工夫します。</p>